

警厚甲達第 1 号  
令和 2 年 2 月 4 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察職員ピアサポート実施要領の制定について

警察職員の生活相談については、福井県警察職員生活相談員運用要領の制定について（平成 25 年警厚甲達第 1 号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、生活相談制度を発展させ、各所属において指名された警察職員が、公私にわたる各種問題について不安や悩みを抱える警察職員に対する気付き、声掛け、傾聴等を通じ、その早期解決に向けた適切な助言等の能動的な支援を行うこと等を内容とした「福井県警察職員ピアサポート実施要領」を別添のとおり制定し、令和 2 年 4 月 1 日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

## 福井県警察職員ピアサポート実施要領

### 第1 目的

この要領は、福井県警察職員及びその家族（以下「職員等」という。）が抱える経済問題、家庭問題、健康問題その他の公私にわたる各種問題について、身近な同僚職員間の友愛の精神に立脚した相互扶助の観点から、各所属において指名された警察職員が、不安や悩みを抱える警察職員に対する気付き、声掛け、傾聴等を通じ、又は、職員等からの相談への対応を通じ、職員等の不安や悩みの早期解決に向けた適切な助言等の能動的な支援（以下「ピアサポート」という。）を実施することで、福井県警察職員が、後顧の憂いなく職務にまい進できる環境を整備することを目的とする。

### 第2 用語の定義

#### 1 ピアサポーター

ピアサポートに従事する者として指名された警察職員をいう。

#### 2 ピアサポート・コーディネーター

ピアサポーターを総括し、ピアサポーターに対して専門的知見に基づく指導・助言等を行う者として指名された警察職員をいう。

#### 3 部外相談員

警察職員以外の者であって、ピアサポーター若しくはピアサポート・コーディネーターからの取次ぎや紹介を受ける、又は職員等からの相談への対応に従事する者をいう。

### 第3 福井県警察職員ピアサポート制度における支援又は相談の対象

福井県警察職員ピアサポート制度（以下「制度」という。）における支援又は相談（以下「相談等」という。）の対象となる事項は、次に掲げるものとする。

#### 1 職場に関する事項

人間関係、職場環境等に関すること。

#### 2 私的な生活に関する事項

家族・親族、健康、育児・教育、介護、異性、住宅、金銭、生活設計、制度保険等に関すること。

### 第4 相談等の実施方法

口頭、電話、電子メール、文書等により相談等をしやすい方法で行うことができるものとする。

### 第5 ピアサポートの実施体制

#### 1 主管課長

(1) 主管課長は、厚生課長をもって充てる。

(2) 厚生課長は、次の事項に留意し、制度の効果的な運用を図らなければならない。

ア 全ての職員等に対する制度の趣旨の周知徹底を図るとともに、各級幹部職員にピアサポートの重要性を十分認識させること。

イ ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターの資質向上を図るため、必要な措置を講ずること。

ウ ピアサポート・コーディネーター及び部外相談員の連絡先等を各ピアサポーターに周知すること。

エ 制度の運用状況を適切に把握・検証し、随時運用の改善に努めること。

オ ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターを積極的に賞揚すること。

## 2 ピアサポーター

### (1) ピアサポーターの指名

ア 所属長は、原則として執務室ごとに、所属に属する警察職員のうちから1人以上のピアサポーターを指名しなければならない。ただし、所属の体制、警察職員の勤務の状況等を踏まえ、執務室ごとにピアサポーターを置く必要がないと所属長が判断した場合は、この限りでない。

イ 所属長は、ピアサポーターの指名に当たっては、官職、階級、勤務経験等にとらわれることなく、ピアサポートを適切に実施することのできる人格識見、信望及び熱意を有する者を充てなければならない。

ウ 所属長は、ピアサポーターを指名するときは、ピアサポーター指名通知書（別記様式第1号）により、当該職員に通知しなければならない。

エ 所属長は、ピアサポーターを指名したときは、ピアサポーター指名報告書（別記様式第2号）により、速やかに厚生課長を経由して警務部長に報告すること。

### (2) ピアサポーターの責務

ア ピアサポートを真摯に行うこと。

イ 助言者に徹し、職員等自身が問題を自力で解決するよう働きかけること。

ウ 在任中と否とを問わず、知り得た職員等の秘密にわたる事項を漏らさないこと。

エ 職員等の同意がある場合を除き、直接当該職員等の上司に連絡しないこと。ただし、当該職員等に不健全な生活態度が見られるなど、当該職員等の上司に相談することが適切であると認められる場合には、直接、上司に申告するよう説得すること。又は、ピアサポーターとして当該職員等の上司に申告すること。

オ 各種専門資格の取得や研修会への積極的な参加を通じ、ピアサポートの適切な実施に必要な知識・技能の習得に努めること。

カ 職員等の不安や悩みの内容が高度に専門的かつ技術的な知識・経験を要する事項であるなど、ピアサポーターのみでは適切な支援を行うことができない場合には、職員等の個人情報への取扱いに配慮した上で、必要に応じ、ピアサポート・コーディネーターに指導・助言を求めるほか、職員等の同意を得た上で、部外相談員、関係課員等に適切に取次ぐよう努めること。

キ 職員等の不安や悩みの内容に、刑罰法令に違反する行為に関すること及び職員等の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあることが含まれている場合には、迅速に必要な措置を講ずること。

## 3 ピアサポート・コーディネーター

### (1) ピアサポート・コーディネーターの指名

ア 本部長は、厚生課に所属する警察職員の中から、ピアサポーターに対する指導・助言等を適切に行うことのできる知識を有する者をピアサポート・コーディネーターに指名する。

イ アのほか、所属長は、所属職員の中から人格識見及び専門知識を有する者をピアサポート・コーディネーターに推薦することができるものとする。

ウ 所属長は、所属職員をピアサポート・コーディネーターに推薦するときは、ピアサポート・コーディネーター推薦者名簿（別記様式第3号）により本部長に推薦するものとする。

エ ピアサポート・コーディネーターを指名するときは、ピアサポート・コーディネーター指名通知書（別記様式第4号）により、当該所属職員に通知する。

オ ピアサポート・コーディネーターは、ピアサポーターを兼ねることができるものとする。

#### (2) ピアサポート・コーディネーターの責務

ア ピアサポーターからの指導・助言の求めに真摯に対応すること。

イ ピアサポーターの相談対応力を向上させるため、効果的な研修会を企画・実施すること。

ウ ピアサポーターに対する指導・助言等を適切に行うことができるよう、各種専門資格の取得や研修会への積極的な参加等を通じ、必要な知識・技能の習得に努めること。

#### 4 部外相談員

(1) 厚生課長は、職員等の不安や悩みのうち、医療、法律、税務、不動産等の専門的かつ高度に技術的な知識・経験を要する事項に関し、職員等が有料・無料を問わず安心して相談ができるよう、これらの知識・経験を有し、人格識見の高い部外の専門家に委嘱するなどして部外相談員の確保に努めるものとする。

(2) 医療に関する部外相談員の確保に当たっては、特に精神保健の専門家を確保するよう努めるものとする。

(3) ピアサポーター又はピアサポート・コーディネーターは、有料の部外相談員を紹介する場合には、職員等にその旨を十分に説明しなければならない。

#### 5 所属長の責務

所属長は、以下の事項に留意し、各所属におけるピアサポートが効果的に行われるよう配慮しなければならない。

(1) 所属長は、ピアサポーターの重要性を認識し、ピアサポーターにその重要性を十分理解させるほか、制度の趣旨や利用方法、ピアサポーターの連絡先等を所属職員に周知すること。

(2) 職員等が相談等を申し出たこと等を理由とする人事、給与、勤務等における不利益な取扱いをしないこと。

#### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、制度の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

別記様式省略